

令和7年度 高等学校等就学支援金制度及び授業料等軽減補助金制度 国と県の学費支援制度のご案内

(私立高校等・通信制(広域) / 新入生用)

1 制度の概要

(1) 高等学校等就学支援金制度(国の制度)

私立高等学校等に通う生徒に対し、世帯の収入状況に応じて授業料を軽減する制度です。

(2) 授業料等軽減補助金制度(県の制度)

県が就学支援金に上乗せして助成することにより、授業料及び施設整備費・実習費などの実質的に授業料に相当する費用(以下、「授業料等」といいます。)や入学時納入金を軽減する制度です。

※ 就学支援金及び授業料等軽減補助金は、学校に支給され、生徒の授業料等に充当(相殺)されます。生徒(保護者等)に直接お渡しするものではありません。

2 支援対象世帯区分及び支援額

生徒の保護者等全員の市町村民税の課税所得額(課税標準額)などにより算出した額の合計額に応じて次の表のとおり支給(軽減)されます。

なお、授業料等軽減補助金(県の制度)は、広島県内に保護者等が住所を有する場合に限り、適用されます。

支給区分	〔判定基準〕 市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額 〔保護者等全員の額を合算〕※1 ※2	入学時納入金	毎月の授業料等			【参考】 世帯年収目安 ※5
			支給(軽減)額	支給(軽減)額(上限)	左記の金額のうち、 就学支援金の額(上限)	
A	0円	180,000円(上限)	授業料等の全額※3	24,750円	0円※4	～約270万円
B	51,300円未満	入学時納入金-5,650円(上限18万円)	授業料等の全額※3	24,750円	0円※4	約270万円～ 約350万円
C	154,500円未満	【対象外】	授業料のうち 24,750円	24,750円	〔授業料等額 -24,750〕円	約350万円～ 約590万円
D	304,200円未満	【対象外】	授業料のうち 9,900円	9,900円	〔授業料等額 -9,900〕円	約590万円～ 約910万円
詳細	304,200円以上	【対象外】	【対象外】	【対象外】	全額	約910万円～

※1 支給区分の判定は、対象の「保護者等」全員の判定基準額を合算したものにより行います。

この場合の「保護者等」とは次の方をいいます。

ア 親権者(父、母)

イ 親権者がいない場合は、未成年後見人

ウ 未成年後見人もいない場合は、「主たる生計維持者」(＝生徒を扶養している方)

エ 主たる生計維持者もいない場合は、生徒本人

※2 政令指定都市の場合、調整控除額は3/4を乗じてから減算します。

※3 授業料及び施設整備費・実習費を対象として、月額の上限は5万円です。

※4 授業料等の額が月額5万円を超える場合は、生徒負担額が発生します。

※5 両親、高校生、中学生の4人家族で、保護者のうち一方が働いている場合の目安です。世帯構成等によって実際の課税額は異なりますので、あくまで目安として御覧ください。

★ 税の申告を行われていない等で、対象の保護者等の収入状況の確認ができない場合、就学支援金の制度上、審査認定を行うことができませんので、御注意ください。 (「5 留意事項」を参照)

3 手続きの流れ

- 入学年度は、4月(4～6月分)と7月(7月～翌年6月分)の2回、審査を行います。
- この度は、令和7年4～6月分を対象とした申請手続きです。
(収入状況確認対象は、令和6年度の住民税額(令和5年1～12月の所得))
- 令和7年7月に、7月～翌年6月分を対象とした手続きを行っていただきます。
(収入状況確認対象は、令和7年度の住民税額(令和6年1～12月の所得))
6月下旬頃に学校から手続きの案内があります。
- なお、4～6月分について支給(軽減)の認定を受けた生徒につきましても、保護者等に変更が

あった場合は、速やかに学校に御相談ください。(「5 留意事項」を参照))

4 高等学校等就学支援金の申請方法について

原則、文部科学省の「高等学校等就学支援金オンライン申請システム」(e-Shien) を利用する電子申請により行います。

スマートフォンやパソコン等をお持ちでない等で、電子申請が困難な場合には、受給資格認定申請書等に記入して提出する方法(紙申請)も可能です。希望される場合は学校へ御相談ください。

(1) 電子申請

【入力期限】 **4月11日(金)** (システムの関係上、4月1日から申請を行ってください。3月中に行うと再度申請が必要になります。)

別に学校から配布する「e-Shien 申請者向け利用マニュアル②新規申請編」をよく読んで申請してください。

【申請の概略】

- ① ログインID、パスワードを学校から配付 → ② スマホ等を用いて e-Shien にログインし申請の意向を登録 → ③ 続いて保護者等情報(収入状況等)を登録(マイナンバーカードを用いて自身で取得した税情報を申請画面に自動転記するなど。)

ア 申請を行う場合

(ア) ログイン後、申請の「意向あり」を登録

(イ) 認定申請登録

収入状況提出方法(3パターンから選択)	
①	e-Shien に登録する中で、マイナンバーカードを使用してマイナポータルに連携し、課税情報を自己取得して e-Shien に登録(自動転記)して提出
②	e-Shien に個人番号(マイナンバー)(12桁)を直接入力して提出(課税情報又は生活保護関係情報は県が取得して登録)
③	令和5年度の課税証明書等を e-Shien での申請とは別に学校に提出

(ウ) (就学支援金受給の前歴がある生徒のみ) 就学支援金受給資格消滅通知書を別に学校に提出

イ 申請をしない場合

ログイン後、申請の「意向なし」を登録

(2) 受給資格申請書等(紙)による申請

【提出期限】 **4月7日(火)**

ア 申請を行う場合、次の書類を学校に提出

(ア) 受給資格認定申請書【A】

二重線の枠内及び【A】の標記のある太線枠内に記入してください。

(イ) 個人番号(マイナンバー)記載資料(又は令和6年度の課税証明書)

保護者等全員の個人番号カード(マイナンバーカード)の写し等を貼付した「個人番号カード(写)等貼付台紙」(又は保護者等全員の令和5年度の課税証明書(令和5年の所得))

(ウ) (生活保護法による生活扶助を受けられている世帯に属する生徒) 生活保護受給証明書(※)

生徒が、令和6年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受給中の世帯に属している場合。ただし、令和5年の所得に係る個人住民税の申告を行い、(イ)の書類を提出している場合は提出不要。

(エ) (就学支援金受給の前歴がある生徒のみ) 就学支援金受給資格消滅通知書

イ 申請をしない場合、次の書類を学校に提出

(ア) 辞退届出書【C】

【C】ボックスにチェック(✓)を入れるとともに、二重線の枠内を記入して提出してください。

5 留意事項

(1) 手続き後に、修正申告や更正による**税額の変更があった場合や、死亡、離婚・結婚、養子縁組などによる保護者等の変更があった場合は、速やかに学校へ御相談ください。**支給額（軽減額）の変更が必要になる場合があります。

(2) **税の申告を行われていない等で、対象の保護者等の収入状況の確認ができない場合、認定・不認定の審査ができません。**

令和6年度の住民税額（令和5年の所得）が確定している必要がありますので、個人住民税の課税状況をご確認ください。

◆確認方法

- ・マイナポータルの「わたしの情報」の「税・所得」で確認
- ・市区町村の課税担当部署で課税証明書を取得して確認（マイナンバーカードをお持ちなら、コンビニで取得することも可能。いずれの場合も手数料が必要）

※ 詳しくは、お住いの市区町村の課税担当部署にお問合せください。

◆収入状況の確認ができない例

- ・確定申告していない自営業者、会社が源泉徴収していない給与所得者等、その他未申告の者
ただし「同一生計配偶者」に該当する場合等で、未申告でも確認可能な場合があります。

(3) 保護者等の負傷、疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができなくなった（家計急変した）場合、通常制度の対象外になる方でも支援を受けられる場合があります。該当しそうな場合は、速やかに学校へ御相談ください。

(4) 電子申請時に登録する保護者等の「課税地情報」には、令和6年（2024年）1月1日現在の住民票の届出住所である都道府県・市区町村を入力（選択）してください。

6 Q&A

Q1 父母が死亡したため親権者がいませんが、祖母が生活費を出してくれています。この場合は、祖母が「保護者等」に該当しますか？

⇒ 親権者がいない場合は未成年後見人、未成年後見人がいない場合は主たる生計維持者（＝生徒を扶養している方）が保護者等に該当します。この場合、健康保険証等により扶養関係を学校に示してください。

Q2 ひとり親家庭（母子）ですが、先日母が再婚しました。この場合は、母と継父が「保護者等」に該当しますか？

⇒ 再婚した場合、養子縁組をしなければ再婚相手に親権が付与されません。

したがって、「保護者等」は次の通りとなります。

- ① 再婚に伴い養子縁組をしている場合 → 母と継父
- ② 養子縁組をしていない場合 → 母のみが

Q3 父親が海外勤務ですが、住民票を海外に移し税金の確定申告なども海外で済ませています。母親は専業主婦で非課税扱いです。この場合、制度の対象となりますか？

⇒ 日本国内に在住している（母親）のみの収入状況で判断します。この場合、就学支援金の支給額は一律9,900円/月となります。（加算支給（33,000円/月の支給）は、課税基準日（各年1月1日）に親権者2人とも日本国内に住所を有していることが条件になります。）

Q4 現在、児童福祉施設に入所しています。この場合の「保護者等」は誰になりますか？

⇒ 児童福祉施設、児童相談所に入所している場合でも、親権者（父、母）が存在すれば親権者が「保護者等」になります。ただし、親権者であっても「生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者」である場合は、「保護者等」に含みません。（DV・児童虐待等のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪・養育放棄等により接触することができない場合など）判断が難しい場合は、学校へお問い合わせください。